

令和7年分 年末調整個別指導会開催のお知らせ

源泉所得税、納期の特例適用者の下期分（7月～12月）の納付期限は1月20日（火）です。これに伴い、年末調整個別指導会を下記の通り開催いたしますので、ご出席ください。

日 時 令和8年1月13日（火）～16日（金）
19日（月）～20日（火）

午前9時～午後4時 ※20日は午後3時まで

場 所 城山商工会館 会議室

◎ご持参いただく書類等

- 年齢19歳～23歳未満の親族の源泉徴収票（年収確認のため）
- 従業員の配偶者の源泉徴収票（年収確認のため）
- 専従者及び従業員の扶養者を再確認しますので、扶養者の把握をお願いします。
- 個人事業主のマイナンバー・運転免許証のコピー
- 専従者や従業員・従業員家族のマイナンバー（番号のみ）
- 令和7年7月に納付した領収書
- 税務署より送付された納付書・相模原市より送付された給与支払い報告書
- 専従者・従業員源泉徴収簿又は給料明細書
- 生命保険料証明書・地震保険料証明書・国民年金控除証明書・国民健康保険税の納付状況が確認できるもの

マイナンバー（個人番号）の確認と保管のお願い

年末調整時に、専従者や従業員並びに従業員の家族のマイナンバー確認が必要です。マイナンバーは「源泉徴収票」に記載し市町村や税務署に提出する際に使用します。

【確認の方法】

- ①専従者及び従業員にマイナンバーの使用目的を説明し、通知カードの持参を依頼してください。
- ②従業員には家族の通知カードも持参するよう依頼します。

【マイナンバー（個人番号）記載台帳の活用と保管】

- ③持参された通知カードを見ながら、同封の「マイナンバー（個人番号）記載台帳」に氏名とマイナンバーを記載します。記載終了後、鍵のかかる書棚に保管してください。

【年末調整時に使用】

- ④マイナンバー（個人番号）記載台帳を記載後、年末調整指導会にご持参ください。
※不明な点等ございましたら、城山商工会（TEL:782-3338）までお問い合わせください。

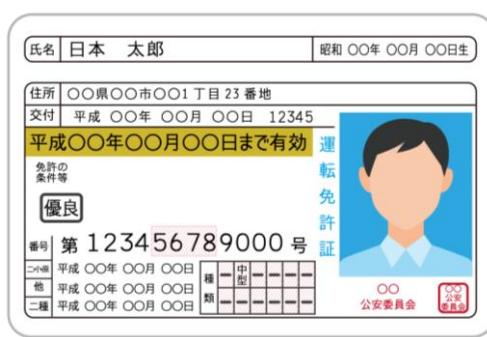
ご用意願います

年末調整の際に事業主の通知カードと 運転免許証のコピーが必要です

源泉徴収票を各市町村に提出する際に事業主の通知カード及び運転免許証のコピーを添付する必要がありますので、ご用意をお願いします。



通知カード



運転免許証

※市町村の指導により、事業主の通知カード及び運転免許証のコピーが添付されていないと、源泉徴収票の提出が一切できませんので、よろしくお願ひします。
紛失された方は、役所にて「個人番号記載ありの住民票」を取得して下さい。

【個人番号(マイナンバー)の準備】

年末調整では、下記の方の個人番号
(マイナンバー)が必要となります。

- ①個人事業主
 - ②専従者・法人役員
 - ③従業員とその扶養家族